第 50 回中・四国アメリカ学会年次大会 2022 年 11 月 26 日 広島大学東千田未来創生センター

研究報告

田宮 晴彦(水産大学校)

本報告は、アメリカ合衆国初代財務長官アレキサンダー・ハミルトンの製造業政策のうち、唯一連邦政府の政策としては行われなかった、「S.U.M 計画」を取り上げ、政治文化史の観点から再検討を行う。同計画は極めて短期間に惨めな失敗に終わったこともあり、金融市場と工業都市の建設を結び付ける先駆性が一部の経済史家達によって評価されるに留まっていた。

従来 $\lceil S.U.M$ 計画」はその投機的性格に研究の関心が集まり、実現を目指した計画として評価されることは少なかった。

しかしながら、同計画はいわゆる「ハミルトン体制」の、いわば「総仕上げ」の段階として 位置づけられていたものであり、その「予備資料」として、彼の補佐官たるテンチ・コック スによる数年におよぶ膨大な「工業調査」の成果を下敷きに、極めて具体的に立案されたも のであった。

18世紀には、ベンジャミン・フランクリンの「自伝」にも描かれているように、「職人」や「技術者」の大西洋往来は非常に盛んであった。また同時期においては、英本国において「工場主」と「職工」という新たな形の「労使対立」が深刻な問題となりつつあり、それに伴いアメリカでの「熟練した職人」の確保も、比較的容易になし得ると考えられていたのである。

本報告では、ハミルトンの「製造業に関する報告書」に提示されている、英国からの熟練職人の「引き抜き」と当時の最新機材である「ジェニー紡績機」をコピー生産する計画について検討し、ハミルトンとコックスの「早すぎた工業化構想」の再評価を試みる。

アメリカにおける猥褻表現 ----『吠える』裁判(1957)を中心に----

谷岡 知美 (広島工業大学)

本報告の目的は、1957年にアメリカ合衆国のカリフォルニア州裁判所において開かれた『吠える』裁判(the 1957 Howl Obscenity Trial)が、アメリカにおける「猥褻」に関する裁判の歴史において、どのような位置づけとなるのか、ということを(文学研究者の観点から)検討することにある。

ビート詩人アレン・ギンズバーグ(Allen Ginsberg, 1926-97)が 1956 年に発表した詩集、『吠える その他の詩』(Howl and Other Poems, 1956)には、長編詩「吠える」の他 9 編の詩が含まれ、当時はあまり詩に使用されなかったような日常語、「野蛮」で「卑猥な」ことばや、性的描写、四文字語が用いられている。この詩集を扱ったシティライツ(City Lights Book Store)のオーナーであるローレンス・ファーリンゲッティ(Lawrence Ferlinghetti, 1919-)と、販売員のシゲヨシ・ムラオ(Shigeyoshi Murao, 1925-99)は、「猥褻物」を出版・販売したという理由で、1957 年にカリフォルニア州裁判所へ訴えられている。

この裁判の争点は、カリフォルニア州刑法 311.3 項(California Penal Code Section 311.3) に『吠える その他の詩』が違反しているかどうか、ということであった。カリフォルニア州刑法 311.3 項とは、いわゆる(米国)猥褻物取締法(United States obscenity law)に属す州法である。この争点を軸として、本裁判は、第一段階として『吠える その他の詩』は「猥褻物」であるかどうか、さらに第二段階として、本詩集が「猥褻物」であったと仮定し、販売者と販売書店が有罪かどうか、を判断するものであった。判決文は、本詩集は社会的意義があると判断し、猥褻物とは認めない、被告人は有罪ではない、と結ばれている。

本裁判は、本裁判と同年の4月におこなわれた『ロス対合衆国』(Roth v. United States)の判決を踏襲しており、本詩集が「猥褻物」であるかどうか、という判断基準を、1. 詩集は全体として解釈されるべきだ、2. 文脈から切り離して考慮する際、野蛮で、卑猥な、低俗で、嫌悪させるような類の確かなことばの使用かどうか、詩集の主題として必要か、もしくはその一部かどうか、それらを包括的に含む文章が集められた状態が、性欲を掻き立て肉欲の欲望を刺激すること以外全くない目的のためにそこに配置されたかどうか、と明示している。

本報告では、まずロス裁判に至るまでのアメリカにおける「猥褻」に関する判例の変遷を概観する。特に、その根底にあるとされる、イギリスで 1868 年に誕生した「ヒックリン判定基準」(Hicklin Rules)、次に 1873 年に施行された、「コムストック法――猥褻な文学および不道徳な使用品の取引および流通の抑制に関する法律」(Comstock Act: An Act for the Suppression of Trade in, and Circulation of Obscene Literature and Articles of Immoral Use)を考察する。続いて、本裁判での「猥褻」の扱いにかかる特徴を考察し、最終的にアメリカの「猥褻」に関連する裁判において、『吠える』裁判における判決文の意義を検討してみたい。

シンポジウム

変容するアメリカと世界

モデレーター: 倉科 一希 (同志社大学)

企画趣旨

21 世紀に入ってから、アメリカ合衆国の政治や対外関係、経済や社会は、大きな変化を経験してきた。同時多発テロと愛国主義の発露によって幕を開けた 21 世紀は、イラク戦争の泥沼化と世界金融・経済危機によって急変した。アメリカ合衆国は初めて、アフリカ系アメリカ人と公職の経験をまったく欠いたビジネスマンを大統領に選んだ。人種的マイノリティや女性、移民をめぐる問題は、厳しさを増しこそすれ、収束する様子が見られない。さらに今年になって、東ヨーロッパで生じた武力衝突が、政治外交はもちろん経済や社会にも影響を及ぼしつつある。このようにさまざまな形で生じている変化を包括的に理解するため、このシンポジウムは、歴史、文化、そしてウクライナ危機とのかかわりという観点から、アメリカが経験しつつある変化を再検討する。

ウクライナ戦争後のアメリカの外交・安全保障戦略とリベラル国際秩序

秦野 貴光(広島市立大学)

2022年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻は、リベラル国際秩序の土台を大きく揺るがしている。ウクライナ戦争が今後どのように推移し、それがリベラル国際秩序にどのようなインパクトを及ぼすかは、ロシアの出方やウクライナの抵抗だけでなく、この戦争に対してアメリカ(およびその同盟諸国)がどのように対応するかによっても左右されると考えられる。

アメリカのバイデン政権は、ウクライナに部隊を展開するなどの直接的な軍事介入は避けながら、武器や軍事訓練の供与を通じてウクライナに対する軍事支援を行ってきた。戦争終結のためには外交交渉が必要であるとしつつも、ウクライナが可能な限り強い立場で

交渉に臨むことができるようにウクライナへの軍事支援を継続するというのがバイデン政権の基本的な立場である。9月28日にアメリカ国防総省が打ち出したウクライナ安全保障援助イニシアティヴによる追加の軍事援助は、長期にわたってウクライナを支援していくバイデン政権の意思と決意の表明であるといえよう。また、アメリカを中心とする北大西洋条約機構(NATO)は、新しく採択された「戦略概念」でロシアを「直接的な脅威」であると規定し、即応部隊の増強や加盟国の「北方拡大」などの計画を推し進めることを通じてロシアへの対抗姿勢を強めている。

ウクライナ戦争に対するこうしたアメリカ(および NATO)の対応は、その外交・安全保障戦略をどう反映しているのか、また、それは戦局の推移とともにどのように変化してきているのか。ウクライナ戦争を受けて、リベラル国際秩序や国連を中心とするグローバル安全保障システムは今後どのように変化していくのか。ウクライナ戦争は、アメリカのインド太平洋戦略や米中関係にどのような影響を及ぼすのか。本報告では、こうした問題に対する様々な見解を整理・検討しながら、ウクライナ戦争後のアメリカの外交・安全保障戦略について展望する。

遠隔操作による戦争 ----2010 年代の戦争映画とウクライナ危機の言説----

的場 いづみ (広島大学)

2022 年 2 月 24 日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻では、ロシア、ウクライナ双方はドローンを軍事利用しており、軍事作戦での武装ドローンの使用は不可欠と言える。無人機の使用については、第二次世界大戦時にも開発が試みられており、1960 年代には主として写真偵察を目的とした無人機が開発・使用された。21 世紀に入ってからは偵察機型から攻撃機型へと展開し、米国は 2002 年以降、イラク戦争に攻撃機型の無人航空機を投じるようになる。タリバン、アルカイーダ攻撃にも攻撃機型無人機が使用され、2009 年、2013 年にパキスタン・タリバーン運動の司令官が殺害された。こうした無人機による攻撃は誤爆や巻き添えによる民間人の犠牲が多く出ることが問題視されるようになる。2010 年には国連のアルストン報告書において、米国の中央情報局(CIA)がアルカイーダやタリバンとの戦いで意図的または計画的な個人の殺害を行う「標的殺害」の手段として攻撃型ドローンを使用していることの合法性が問題として提起される。

戦争映画の文脈でも 2010 年代には、安全な遠隔地からドローンを操作し攻撃することの倫理性を問う映画が複数公開される。本発表では、2014 年に米国で制作された『ドローン・オブ・ウォー』と 2015 年に英国で制作された『アイ・イン・ザ・スカイ』を取り上げる。『ドローン・オブ・ウォー』は実際のドローン・パイロットの体験をもとに創作された映画

であり、ラスヴェガス近郊の空軍基地からアフガニスタン上空を飛ぶ無人攻撃機を操作し、タリバン兵を攻撃する米兵が次第に安全な場所からの遠隔攻撃作戦に疑問を持つようになり、精神的に追い詰められる過程が描かれる。後者の『アイ・イン・ザ・スカイ』は米国映画ではないものの、英米・ケニアの合同チームが米軍のドローンを用いてケニアに潜伏するアル・シャバブのテロリストを攻撃する物語で、米軍も軍事作戦に関与する設定となっている。テロリストを攻撃する際に近くにいる民間人の犠牲を排除しよう努力するも、民間人を巻き込む結果となり、安全な遠隔地の操作による攻撃での民間人の犠牲が焦点化される。このように、2010年代の戦争映画での攻撃型無人機の表象は、誤爆や巻き込まれた民間人の犠牲だけでなく、遠く離れた安全な場(米国や英国)と監視され攻撃される場(アフガニスタンやケニア)という対比が強調され、その倫理性を問うものとなっている。

2022年の遠隔操作による攻撃についての言説は、2010年代の戦争映画とは比較にならないほど錯綜している。ドローンを使用するのがロシアなのかウクライナなのか、どの国が武装ドローンを供与するのか等により、武装ドローンをめぐる言説にも違いが見られる。加えて、直接的な軍事行動ではないものの、通信技術を駆使した遠隔地での民間による支援活動も影響力が少なくない。2010年代の戦争映画の分析を中心にしつつ、最近の戦争の遠隔操作についても考えたい。

アメリカ外交の長期的変容 ----国内政治・国際秩序との関係で----

佐々木 卓也(立教大学)

2017年1月のトランプ政権の誕生は、約一世紀続いたいわゆるリベラルな国際主義外交の終結を告げる出来事として歴史的に位置づけられるであろう。トランプは粗野で品性に欠ける言動を繰り返したが、その外交の本質は対外関与の縮小と実利の追求を骨格とする自国本位のそれであり、基本的に内向きで孤立主義的なものであった。昨年1月に発足したバイデン政権は前政権との違いを強調し、国際協調主義への復帰を唱えているが、その「中間層のための外交」はトランプ外交の重要部分を明らかに踏襲しており、両政権の外交を画然と峻別することはできない。国際主義を支えてきた国内基盤は揺らいでおり、現状の変更をめざす中国とロシアの台頭もあり、アメリカ主導のリベラルな国際秩序は浸食を余儀なくされている。

歴史を振り返ると、19世紀末以降のアメリカは主要な戦争を契機に、その外交が新たな、 次の段階に進み、戦争後の国際秩序に大きな影響を与えてきたことがわかる。アメリカは米 西戦争を経て世界舞台に列強として登場するや、日露戦争の講和、独仏対立の調停をはかる など、孤立主義から脱し、一定の国際的責務を果たし始めた。まもなくして始まった第一次 世界大戦では、アメリカは豊かな国力を背景に、国際主義の理念を掲げてヨーロッパ国際秩序の変革・超克に乗り出し、リベラルな国際秩序像を提示した。第二次世界大戦においては、 圧倒的な経済・金融力をもとに、再びウィルソン的理念に立脚する国際秩序の構築をはかり、 戦後は西側陣営の盟主として国際経済・金融機構、多国間軍事機構を中核とする国際秩序を 進め、それに対抗、敵対するソ連との間で冷たい戦争を展開した。冷戦に勝利を収めた後は (第一次)湾岸戦争を弾みに、リベラルな国際秩序の形成にさらに邁進した。

しかしアメリカは 9・11 後のアフガニスタンとイラクの二つの戦争に著しく疲弊して内 向きの様相を深め、しかも中国が東アジア・太平洋において影響力・プレゼンスを拡大し、 ロシアがクリミア併合、ウクライナ侵攻に踏み切るなど、アメリカに対抗する姿勢を鮮明に した。アメリカ中心のリベラルな国際秩序は国内外で厳しい批判、挑戦を受けている。

本報告はアメリカが国際舞台に本格的に登場した 19 世紀末以降を中心に、アメリカ外交 と国際秩序の相互作用、さらに国内における外交論争を考察することで、アメリカ外交の展 開とそれに重要な影響を受ける国際秩序の変容を検討する。

報告は次のような項目に従って行う予定である。

はじめに

- 1 孤立主義への訣別――第一次世界大戦とウィルソン的国際主義 1914~21 年
- 2 「アメリカの平和」への道程 1939~45 年
- 3 冷戦----二つの国際秩序をめぐる争い 1945~90年
- 4 冷戦の終結と三つの中東戦争 1990~2016年
- 5 リベラルな国際主義外交の終焉 2017年~

おわりに